

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

令和5年(ネ)第584号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 控訴人番号1(こうすけ)、控訴人番号2(まさひろ) ほか4名

被控訴人 国

控訴人ら第3準備書面

(同種訴訟の東京地裁判決及び札幌高裁判決について)

2024(令和6)年4月30日

福岡高等裁判所 第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士	安孫子健輔	石井謙一
	石田光史	井上敦史
	岩橋愛佳	緒方枝里
	太田信人	太田千遥
	久保井撰	郷田真樹
	後藤富和	鈴木朋絵
	武寛兼	寺井研一郎
	徳原聖雨	富永悠太
	永里佐和子	仲地彩子
	塙愛恵	藤井祥子
	藤木美才	森あい
	吉野大輔	渡邊陽

第1 はじめに

令和6年3月14日、本件と同種の訴訟について、東京地方裁判所及び札幌

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

高等裁判所において判決が言い渡された。

以下、上記両判決の注目すべき点と、両判決に対するメディアの受け止めについて述べる。

第2 東京地裁判決(甲A940)について

- 1 上記東京地裁判決の前に、同じ東京地裁において同種先行事件(一次訴訟)の判決が言い渡されており、上記東京地裁判決は、いわゆる第二次訴訟に対する判決である。

同判決(以下、東京地裁で言い渡された一次訴訟判決と区別するために「東京二次地裁判決」という。)は、本件諸規定につき、憲法24条1項、同14条1項には違反しないとしたものの、本件諸規定が同性カップル等の婚姻を認めず、また、法律上同性カップル等が婚姻による法的利益と同様の法的利益を享受したり社会的に公証を受ける利益を享受する制度も何ら設けられていない状況は、憲法24条2項に違反する状態にあると判示した。

- 2 かかる判示は、原告らを始めとする同性カップル等が婚姻から排除されていることにより、個人の尊厳に関わる重要な人格的利益を享受できていない現状を的確に指摘し、これが憲法に反することを正面から認めたものであり、高く評価すべきものである。
- 3 東京二次地裁判決をもって、現時点における同種訴訟における地方裁判所レベルの判断は全て出揃った。原判決を始めとして札幌、東京、大阪、名古屋の各地方裁判所判決においても同様・類似の判断がなされていることは控訴理由書(1)にも記載したとおりであり、上記の点が違憲である点について、地方裁判所レベルでの司法判断はもはや動かし得ないものとなった。

第3 札幌高裁判決(甲A939)について

- 1 札幌高裁は、本件と同種の訴訟につき、本件諸規定は、憲法24条及び同14条1項に違反するとの判決を言い渡した。

同判決は、憲法24条1項につき、「人と人との間の自由な結びつきとして

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

の婚姻をも定める趣旨を含み、両性つまり異性間の婚姻のみならず、同性間の婚姻についても、異性間の場合と同じ程度に保障していると考えることが相当である。」と判示し、本件諸規定は個人の尊厳に立脚し、性的指向と同性間の婚姻の自由を保障するものと解される憲法24条の規定に照らして合理性を欠く制度であり、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っていると指摘した。

また、同判決は、本件諸規定が同性愛者に対しては婚姻を定めているにも関わらず、同性愛者に対しては婚姻を許していないことは合理的な根拠を欠く差別的取り扱いにあたることから、憲法14条1項に違反すると判示した。

- 2 札幌高裁判決は、本件諸規定が憲法24条及び憲法14条1項に違反するものであると正面から指摘し、上記のように確立した地裁レベルの判断をさらに一歩すすめたものであり、非常に画期的である。

特に、憲法24条1項の形式面にとらわれず、その目的から解釈し、同性間の婚姻も憲法24条1項により保障されると判示したことは、合理的かつ妥当な解釈であり、高く評価することができる。

- 3 上記のような結論に至る過程において、下記のような認定を行った。

いずれも重要な指摘であり、本件においても参考にされるべきである。

- (1) 性的指向について

札幌高裁は下記のとおり、性的指向が個人の尊厳にかかわるものであり、人格権の一内容を構成し得るものであると認定した。

「恋愛や性愛は個人の尊厳における重要な一要素であり、これに係る性的指向は、生来備わる人としてのアイデンティティであるのだから、個人の尊厳に係わる法令上の保護は、同性愛者が受けているのであれば、同性愛者も同様に享受されるべきである」(P12)

「性的指向は生来備わる性向であり、社会的には同性愛者と同性愛者それぞれの取扱いを変える本質的な理由がないといえ、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成し得るものというべきである。」(P13)

この点、控訴人らも訴状及び原告ら第13準備書面などにおいて、性的

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

指向は本人が自己の意思で選ぶことができない生来のものであり、これに基づいて生涯のパートナーを選ぶことが人格的自立に不可欠なことであることを繰り返し主張してきた。

札幌高裁の認定は、性的指向の重要性を的確に評価したものであり、本件においても参考にされるべきである。

(2) 婚姻の重要性について

札幌高裁は、下記のとおり、婚姻が認められないことにより同性愛者等の個人の尊厳が損なわれている状況にあることを認定した。

「控訴人らは、人として、同じく人である同性パートナーを愛し、家族としての営みを望んでいるにもかかわらず、パートナーが異性でなく、同性であるという理由から、当事者以外の家族の間で、職場において、社会生活において、自身の存在の意義を失うという喪失感に苛まれているのであって、個人の尊重に対する意識の高まった現在において、性的指向による区別を理由に、このような扱いを受けるいわれはなく、これは憲法が保護する個人の尊厳にかかわる問題であるということが出来る。」(P14)

「本件規定は、同性間の婚姻を許しておらず、同性愛者は婚姻による社会生活上の制度の保障を受けられない。このことにより、社会生活上の不利益を受け、その程度も著しいということだけでなく、アイデンティティの喪失感を抱いたり、自身の存在の意義を感じることができなくなったり、個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなど、個人の尊厳を成す人格が損なわれる事態となってしまう。」

他方で、同性間の婚姻について社会的な法制度を定めた場合の不利益・弊害を検討すると、社会的な影響を含め、社会上の不利益・弊害が生じることがうかがえない。」(P19)

「同性愛者は、婚姻をすることができず、これによる制度的な保障を受けられないことから、異性婚の成立によって享受が可能となる様々な制度が適用されないという著しい不利益を受けている。このことは、日常の生

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

活、職場の関係、社会上の生活の各場面においてそうであるし、不慮の出来事が起きた場合にも同様であって、要するに人としての営みに支障が生じているということである。」(P26)

この点、控訴人らも、訴状、原告ら第7準備書面、同第19準備書面、同25準備書面及び同26準備書面において、同性愛者等が婚姻がみとめられないことにより様々な不利益を受けているだけでなく、その尊厳が傷つけられ、自殺のリスクを高めるほどの生きづらさを抱えている状況につき繰り返し主張してきた。

かかる認定は、控訴人らが主張してきたような同性愛者らが置かれた状況を正しく理解したものであり、高く評価されるべきである。

(3) 反対意見について

札幌高裁は、下記のとおり、同性間の婚姻に反対する意見の存在が、同性間の婚姻を認めないことを正当化しないと認定した。

「同性愛に対する違和感、これが高じた嫌悪感、偏見を持つ場合があると考えられる。もっとも、この点は、感覚的、感情的な理由にとどまるものといえ、現在も実施されているように、啓蒙活動によって(中略)解消していく可能性がある。」(P21)

「人が生まれながらに由来する自由と権利、これに係る個人の尊厳の実現には、家族とこれに対する社会的な制度の保障が不可欠であるといえるのであって、同性間で婚姻ができない不利益を解消する必要性は非常に高い。そうすると、婚姻の制度について様々な考え方があり、生殖機能に相違がある男女間の婚姻について一定の意義を認めるにせよ、これを理由に、同性間の婚姻を許さないということにはならないというべきである」(P21)

「制度設計について検討の過程が必要であることは、後述の国賠法1条1項の適用における事情としては考慮されるところでも、憲法違反に当たるかどうかという点では、本件規定が同性婚を一切許していない合理的な理由にはならないと解される。」(P22)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

「同性婚に対する否定的な意見や価値観を有する国民も少なからずいる。もっとも、これらは、感情的な理由にとどまるものであったり、異性婚との区別について合理的な説明がされていなかったりするものである」
(P26)

この点、控訴人らも、控訴人ら控訴理由書(1)において、原判決に対する批判として、反対意見が存在することを理由に同性間の婚姻が憲法24条1項の婚姻に含まれないとしたことにつき、憲法解釈の手法を誤り、反対意見の評価を誤ったものであると主張している。

札幌高裁の上記認定は、個人の尊厳に関わる事項についての憲法解釈において本来あるべき評価・検討手法であるといえ、高く評価すべきものである。

(4) 付言

なお、札幌高裁は、以下のように、立法府に対して同性間の婚姻を認める法制度の整備を急ぐよう明確なメッセージを送っている。

「同性間の婚姻を定めることは、国民に意見や評価の統一を求めることを意味しない。根源的には個人の尊厳にかかわる事柄であり、個人を尊重するということであって、同性愛者は、日々の社会生活において不利益を受け、自身の存在の喪失感に直面しているのだから、その対策を急いで講じる必要がある。したがって、喫緊の課題として、同性婚につき異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論と対応することが望まれるのではないかと思われる。」(P28)

かかる付言を敢えて行ったことは、札幌高裁が同性愛者らが受けている被害が深刻であり、早期に回復されるべきものであると考えたことによるものであり、重く受け止められるべきものである。

第4 メディアの受け止めについて

弁護団において、札幌高裁判決について記載した新聞の社説を調査したところ、全部で26社の新聞社が社説を掲載していた(甲A954~979号)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

証)。本件についてのメディアの関心の高さがうかがえる。

産経新聞社を除くすべての新聞社の社説が、札幌高裁判決を高く評価し、同性間の婚姻の法制化につき議論を開始し、早急に実現するよう政府及び国会に対して求めるものとなっている。

このようなメディアの受け止めからすれば、現時点においては、同性間の婚姻が認められない現状が是正されるべきであるとの見方が社会の趨勢になっていると言える。

また、国会議員、政府与党関係者もこのような報道に接し、同性婚への社会の関心の高さを認識するとともに、上記のように同性婚の法制化を求める声が社会の趨勢となっていることを認識したはずである。にもかかわらず、国会においても、政府においても、法制化に向けた動きはない。

今日においては、国会議員や法務大臣が立法を放置し続けていることに合理的な理由はなく、自覚的な差別を行っているとは評価せざるを得ない。

以上